名　　称	所　在　地	指　定　を　し　た　日
国分グローサーズチェーン　株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一番一号	平成二十八年九月二十日
株式会社　ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	平成二十八年九月二十日
株式会社　スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通十七番地	平成二十八年九月二十日
株式会社　セーブオン	群馬県前橋市亀里町九百番地	平成二十八年九月二十日
株式会社　セコマ	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地	平成二十八年九月二十日
株式会社　セブン―イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	平成二十八年九月二十日
株式会社　ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	平成二十八年九月二十日
ミニストップ　株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	平成二十八年九月二十日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号	平成二十八年九月二十日
株式会社　ローソン	東京都品川区大崎一丁目十一番二号	平成二十八年九月二十日

○厚生労働省告示第三百四十三号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

表兵庫県の項中「、宝塚市及び高砂市」を「及び宝塚市」に改め、同表鹿児島県の項中「、西之表市、垂水市及び肝属郡東串良町」を「及び西之表市」に改める。

○農林水産省告示第千七百九十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

「年一厘」を「年二厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千七百九十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

「年一厘」を「年二厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千七百九十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の植物の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25376号

2　品種登録の年月日　平成28年9月6日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Vitis L.

4　登録品種の名称　有明（ありあけ）のしずく

5　育成者権の存続期間　30年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂中幸宏
熊本県荒尾市本井手875番地2

7　出願公表の年月日　平成27年4月13日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県雲仙市小浜町山畑字長谷五五九八の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県亀山市安坂山町字錐ケ瀧二九〇二の三六九から二九〇二の三七一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市坂原字梁瀬一四七〇の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市坂原字梁瀬一四七〇の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町鱒渕（ますぶち）三四三三の二一（国有林）

二　保安林として指定された目的　雪崩の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町名賀一六四〇の二三から一六四〇の二五まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため